

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）及び公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

管理職手当について

管理職手当の月額、職務の級における最高の号給の給料月額を100分の25を超えてはならないこと。

2 改定の実施時期

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。

3 経過措置

この改定に伴い、人事院勧告の趣旨に準じて、所要の経過措置を講ずること。